

平成19年度 第2回 金沢市介護保険運営協議会 議事録要旨

1. 会議の期日及び場所

- (1) 平成20年2月29日(金)
- (2) 市役所7階全員協議会室

2. 出席委員

21人

3. 報告事項

- (1) 介護保険の実施状況について(資料1)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

- (2) 地域密着型サービスについて(資料2)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

これについてご質問はあるか。

(委員)

グループホームの市内の定員は520名とのことだが、県内の定員はどれだけか。

(事務局)

県内の定員については今手元に資料がないので後ほどまたご報告させていただきたい。

(委員)

おそらくグループホームで空いているところはないと思うので、定員520名のうち市内が460名ということは、60名の方は他の市町村からの人が入っているということか。

(事務局)

ご指摘のとおりである。

(委員)

ここでは県外はないが、県内でどこを使ってもいいということだと思うが、その割合と、なぜそういうふうに、市外のところを使う必要があるのか。

(事務局)

18年3月31日、4月1日を挟み、地域密着型サービスが創設された関係で、例えばグループホームでいえば4月1日以降は金沢市の人は金沢市内のグループホームしか利用でき

なくなった。それ以前は他市町村及び県外のグループホーム等の利用もできた。その方々については、その人が利用している間に関しては、市外でも利用が認められるみなし規定がある

(3) 平成19年度介護保険市民フォーラム開催結果報告について(資料3)

・・・・・・・・介護保険課から説明

(委員)

当日フォーラムの進行を務めさせていただいた。フォーラムの中で改めて大事だと思った点を1点申し添えさせていただく。意見要望の概要のところにもあるが、まだまだ制度のことについて知られていないというご意見が多かった。介護保険制度がスタートしてずいぶんになるが、やはりこういう声が根強い。

それには二つのことがあると思うが、一つはやはり制度の改正によって新しい仕組みに変わっていくこと、あるいは新しいものが導入されていくこと。そのため、平成18年4月からスタートした地域密着型サービス、中でも小規模多機能型居宅介護は、大変期待をする声が聞かれる一方で、よくわからないという方も多い。そういう意味で、今回のフォーラムで小規模多機能型居宅介護サービスの紹介をさせていただいたことは、とてもいい部分があった。同時に、計画に沿って整備する中でその内容を口コミ等で広く紹介していくことがますます重要になっていくのではないか。

もう1点は、サービスの種類、メニューのPRだけではなく、そのサービスを使った結果一人の在宅で暮らしている方がどういうふう to 生活を支えていくのかを、もっと事例等を介して、広く知ってもらうことが大事ではないか。例えば要介護5の方が、いろいろなサービスをうまく使いながら在宅で生活ができていることもある。一人ひとりの状況ニーズに応じて、支援する方がきちんとチームワークを組んで支えていけば、かなり在宅でも頑張れることを、事例を通して広く知ってもらうことが大事である。この点を強調させていただきたい。

(会長)

当日この協議会から3人の委員にお出ましいただいた。感謝申し上げます。

また今ほど委員の方からフォーラムについての感想をお話いただいたので、事務局の方で改善すべき内容があったらよろしくお願ひしたい。

(委員)

意見概要の6番目、税制改正で住民税が非課税から課税になった人がいるとのことで、そのことによって、従来使っていた介護サービスを減らした人もいる件だが、これは非課税と課税の差によって利用料の違いがあることになるのかならないのか。

(事務局)

後ほど介護保険料の激変緩和措置について説明させていただくが、高齢者所得控除制度が平成17年の税制改正によってなくなった。それによって所得が変わらないにもかかわらず、

非課税の方が課税になることが生じた。高額のサービスの限度額が介護保険制度にあり、保険料段階が非課税の方であれば、一定額以上は払わなくていいとした額が設定されているが、税制改正によって介護保険料の段階が上がることで、非課税から課税になった段階でその限度額が非常に大きくなることもあり、その趣旨から出たのではないかと思う。

(会長)

また議事の1番のところでも扱うので、またご質問も含めてご説明いただきたい。

(4) 指定市町村事務受託法人への委託事務実施状況について(資料4)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(委員)

金沢市福祉サービス公社の認定調査実施者のうち、同法人の在宅サービス等を利用する者が3%から5%に増えた話だが、5%は低いとする考え方はないのか。

(事務局)

基本的にこの数字は、従来から福祉サービス公社が対象としていた利用者の数とほとんど変わらないと考えている。その中で要介護であった方がたまたま要支援になりその要支援の方の認定調査を公社が行うことになるので、基本的には従来から変わっておらず、この5%は多い数字ではないと思っている。

(委員)

先ほど施設での過剰サービスにならないようにというような趣旨もあってとの言葉があった。それに対して5%、残りが95%になるのだから、それは低いのではないかと思うが、どうか。

(事務局)

ここで挙げている認定調査対象者の数は、福祉サービス公社が実施した数である。その中で調査をして、そこから福祉サービス公社のサービスへ誘導することがあるかないかが、この公表の趣旨である。福祉サービス公社は施設サービス、特養などの福祉サービスはやっていないので、居宅サービスの数で、19年度の311人は特に誘導によって発生したものである。

要介護認定をする時には、まず状態の確認をさせていただくが、これが要介護認定調査で、法の趣旨としては、調査を委託している中で、その調査をやっている公社が、自分がやっているサービスに誘導していないかをしっかり示さなければならない。

基本的には今現在対象となっている4,090人とか6,219人という数は、要介護認定を新規に受ける方と、更新の方が対象になっている。これらの方の中で要介護認定を受けた場合、介護サービスを利用することになるが、その中で公社が行っているサービスを利用されている方の割合がどのくらいかを示したのが資料番号4の表である。公社は泉野地区で

お年寄り地域福祉支援センターを受託し、ケアプランを作成しているが、居宅介護支援事業所も持っている。今回の法改正で、泉野地区の要支援1、2の方は、担当地区のお年寄り地域福祉支援センターでケアプランを作ることになったので、どうしても一定の割合になる。それで138人から徐々に増えて、今回は要支援の方が多かったこともあり、5%近くの311人になった。

(会長)

事務局の方ではこの件については問題なしという説明か。それから泉野のお年寄り地域福祉支援センター分を差し引いたら311人からは件数はどれだけ減るのか。

(事務局)

それを抜くと2.2%になる。

(会長)

その他はいかがか。

特にないようなら、報告事項4件は以上で終わりとする。他に質問とか意見があったら、ここでもう一回おさらいをしたい。特にご意見等ないか。

(委員)

グループホームに住所が市外の人も含め626名いるとのことだが、今後、市外の人はもっと増えていくという考えなのか、それともこれは前のものは前のままでずっといくからそれほど増やすこともないという考えなのか。

(事務局)

地域密着型サービスは、金沢市の方は金沢市でサービスを受けていただくことが基本的な考え方であるので、市内の方の利用人数については、今の市外の利用者がお亡くなりになれば、金沢市の方が増えることになる。市外で利用されている金沢市の方についても徐々に減っていくと思っている。市外のサービスを利用する時には、金沢市と当該の施設がある市が了解しなければいけない制度になったので、徐々にその市町に住む方の利用人数が増えて、市外の人数は減っていくと思っている。

(委員)

施設を増やす必要はあるのか。

(事務局)

市内の施設については、徐々に増やしていく必要があると思っているが、これについては来年度の次期計画で策定していきたい。これは高齢者人口がどのくらいか、サービスを受ける要介護認定の方がどれくらいか人数を踏まえて、またご相談をさせていただきたいと思っ

ている。

(会長)

その他いかがか。

(委員)

資料1の8ページ。指定事業所数のところで、平成12年と19年を比べて、一番下の施設サービス、特養が4件増えて、老健は一緒に、療養型が少し減っている。今度の医療の改定で今の療養型が老健とかケアハウスに転換する場合に、ケアハウスなどの数はこのあたりに出てくるのか。

それから定員がどういうふうに変化したか、事業者数の問題も重要だが、ベッド数の変化も興味がある。

(会長)

もし資料をお持ちならお答えいただきたいし、はっきりしなければ次にでもということだが、いかがか。

(事務局)

資料番号6の横長の資料だが、14年から現在の施設の状況が書いてある。今委員が言われたケアハウスについて、ケアハウスの中では、介護の部屋と一般の部屋があり、介護の施設は特定施設として資料の上の方でケアハウスと書いてある。全体の数字については、下から2番目のケアハウスのところに示してある。

4. 議事

(1) 介護保険料の激変緩和措置の平成20年度における継続について(資料5)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

介護保険の激変緩和措置の平成20年度における継続についてお諮りしたい。先ほど委員から質問があったが、その点も含めてご説明いただければありがたい。

(事務局)

先ほどの委員からのご質問について。まず具体的には17年度の税制改正によって大きく変わったことについては、一般的な理由が一点、介護保険制度的な理由が二点ある。

まず一般的な理由としては今までは非課税であった方が課税になったことで、税の負担が増える。介護保険料も軽減措置がとられているとはいえ、上がることもある。さらに国民健康保険料等についても、税によって決められている制度を導入している場合には、一般的に

それで負担が上がるのがまず一つある。

さらに介護保険制度の中では保険料と二つ違う理由がある。まず施設に入られている方については、居住費と食費についてそれぞれ負担限度額が設定されている。これについては、介護保険料段階の第1段階・第2段階・第3段階の方、具体的には世帯全体が市民税非課税の方、そして生活保護の方を対象として、負担限度額が設けられていて、額はこれ以上払わなくていいことを、申請していただければできるようになっているが、課税の段階になる第4段階以降の方については利用者と施設事業者との契約によって変更することになるので、このような限度額の仕組みが働かなくなることがある。これが介護保険制度の影響が大きい一つ目の理由である。

二つ目の理由として、先ほど説明をさせていただいた高額介護サービス費の支給。これは、利用料の負担が高すぎないように所得に応じて上限額を設定し、同一世帯で1ヶ月の利用料がそれぞれの介護保険料段階ごとに設定され、それを超えた場合には申請していただければ払い戻される制度である。具体的には第1段階、生活保護の方だと、世帯全員が市民税非課税で、合計の所得金額が80万円以下の方については15,000円の限度額になっていて、それ以上使った場合には払い戻しをする。さらに市民税非課税で、合計所得金額の合計が80万円を超える方については24,600円を限度額にしている。それ以外の方についてはその限度額が37,200円になっているので、この金額の差が先ほどフォーラムの中で出たサービスを控えている人の一つの理由になるのかと思う。大きく分けて大体出費がかさんだ理由については3点ほどあるかと思っている。

(会長)

この件で、質問はあるか。

(委員)

単純に従来非課税であったものが、仕組みが変わったことによって課税になったことは分かるが、質問は、そのことによって施設の利用がしにくくなるのではないか、ということを知りたい。いろいろな負担が増えることによって利用しにくいとなると、それが理由なのか、具体的にどういうケースがあるのか。

(会長)

今のこの保険料の軽減関係以外で、もし利用した場合の利用料等について影響があるかどうかというご質問か。

(事務局)

具体的にはあると考えている。施設に入られている方は滞在費と食費を払わなければいけないが、その料金が上がることになる。負担限度額が非課税の時には820円しか払わなくてよかったものが、課税になったことでもっと高いものを払わなければならなくなったということはあると思う。

(委員)

利用料は上がるのか。

(事務局)

食費も上がる。いろんな税がかかると、コストがふくらむから、それで介護サービスそのものを減らそうと思われる方もいるかもしれない。そこは具体的な話ではないのではっきりわからないが、そういうことはあり得ると思っている。

(会長)

そのほかいかがか。特にないか。

それではないようなので、介護保険料の激変緩和措置の平成20年度における継続につきまして、事務局の原案通り実施してよろしいか。ご異議ないか。この資料5の平成20年度については、19年度並みのかたちで継続しますという案だが、異議ないか。

(会長)

異議がないようなら、この件については事務局提案のとおり決定したい。

(2) 小規模多機能型居宅介護の整備促進について(資料6)

・・・・・・・・・・介護保険課から説明

(会長)

この件については、整備促進を図りたい、前倒しをしても取り組みたいとの意欲的な提案である。この協議会で議決をいただくことができれば、早速公表したいということである。ご質問等ないか。

(委員)

これから利用者の方が医療保険のサービスから介護保険のサービスに流れるので、介護施設の整備は急務かと思う。ただ、今のご提案だと、この小規模多機能型居宅介護サービスの立ち後れの原因が介護報酬が低いためなのに、対策が結局特養とかグループホームにくっつけばいいという方策である。

実際その中で、この小規模多機能型施設と特養2つ別個だったら職員が2名いるところが、1つにまとめれば1名ですむようなことをおっしゃっていたが、実際サービス受ける方はいるので、職員を一緒にして、そのサービスを維持していくのは、結局サービスの低下にもつながるし、そうでなければそこに勤める方の負担を増やすだけのような印象を受ける。施設を整備しなければいけないから増やすのはわかるが、その内容についてももう少し吟味してもいいと思うが、いかがか。

(事務局)

職員の件だが、先ほど申し上げたのは介護支援専門員で、特養に1名、小規模多機能にも計画作成担当者が1名いるが、計画を立てる方は2人必要ではなく、兼務、1人で済みますということである。もう一つ、例えば管理者についても、それぞれ置かなくて1人で済むということで、直接サービスを提供する介護職について、両方合わせたから本来3人に1人いるところが6人に1人でいいといったような意味ではない。

(委員)

それにしても計画を立てる人は計画を立てて、その計画について管理をして、その結果について評価をしていくのが今の介護保険の制度になってくるかと思うが、結局そこでも人は必要だと思う。それともう一つは、結局その小規模多機能型居宅施設の介護報酬が低いのに、それをくっつけば儲かるということはおかしい話で、その低い分を他の施設で儲けておけよというのはちょっとおかしくて、本来ならば介護の診療報酬を上げなければいけないのではないかと思う。これは大きな問題になってくるので難しいかと思うが、建てればいいというものではなくて、よりよいサービスを提供するためには、そのサービスに見合った報酬が必要でないか。その辺をしっかりと議論しておかないと、数だけできて、その中のサービスがついていかないと、利用者の不利益につながるのではないか。

(事務局)

介護報酬についてだが、まず原則的には介護報酬はご存じのとおり、国の方で決められているが、この小規模多機能については、保険者でこれを変更することはできるが、もしこの介護報酬を上げると、利用者の負担も増えることになる。そういうことで逆にまた利用者が利用しにくい状況になる。それと、一度介護報酬を上げると、例えば2年間限りとするとはなかなか難しいので、介護報酬を上げる選択肢はとらないでおきたい。

(委員)

少人数とのことだが、かつて措置の時代に特養等が50床等で始まったところで、少し経過をしていだけで、とてもその50床の中では経営がなりたっていないので、結局また増設をしてという形で進まざるを得なかった経緯がある。先ほどの関連で、こういうハードの入所施設の小規模なところで、運営的に大丈夫なのかどうなのか、措置時代のあの特養の経緯を見ていると、非常に不安を持っている。その辺りはどうか。

(事務局)

今現在建てているのは50床、40床の広域型だが、そのお話の段階では、この辺が限度かという話があった。ただ特養についても、例えばショートステイ併設とかデイサービス併設のところは、一方で損して一方で儲けると受け取られがちだが、トータルとしては、運営は決して厳しくはないであろうと思っている。もしくは、例えばこの小規模特養が運営上、介護報酬上、厳しいということになれば、それはそれでまた市ではないが、介護報酬の検討

ということになっていくかと思う。

(委員)

全体の計画については賛成するし、特にいいところ、がんばっているところもあるのでそれは評価したい。例えば借地も可とすること、これは最初のねらいが住み慣れたところに住み続けるということで、山の中に行くのではなく、町の中で暮らせることと言うと、こういう方策をとるのは一歩進んだと思う。

ただ今の議論で出たように、介護報酬は一つの問題点なので、この点は市で努力することもあるが、主として国の問題であり、市長を始め、国に積極的に働きかけていくことをしないとこの問題は解決しないと思う。今指摘されたような、そういう危惧はもう現実に出ている。介護報酬を低くしたらサービスが低下する。そこのところをしっかりと認識して、市として特に国に対する働きかけを強めていってほしい。

(事務局)

介護報酬については来年度、平成21年4月改定で、これから議論が進んでいくことになるので、市長会の中で議論をさせていただきたいと思っている。金沢市は幸いなことに、介護保険の部会の特別、常任幹事をしているので、その場でも議論をさせていただきたいと思っている。

介護報酬については、低いことが一番の問題かと思うので、一定の丸め込みの額が低すぎるのか、それとも利用者の程度に応じて低いのかは考えさせていただきたい。小規模多機能については要介護度5の方についてはある程度確保されているのかと思うが、実際利用されている要支援1とかの方の報酬が低いとため、少々分析が必要かと思うので、他の進んでいる自治体の動向も踏まえて研究をさせていただきたい。ご意見として承らせていただきたい。

(会長)

他にあるか。特にならぬようなら、ただいまの審議事項、小規模多機能型居宅介護の整備促進について、事務局の提案通りお認めいただけるか。ご異議ないか。

それでは異議がないようなので、提案通り決定をする。

次にその他の件について、事務局の方から何かあるか。

(事務局)

それでは先ほどの資料1の7ページ、事業者の参入状況について、平成19年4月1日、400事業所の内訳を説明する。多い順では、まず個人の病院等の経営している事業所が1,400のうち430、次に株式会社等の営利法人が386、それから次が医療法人が349、この3つでほぼ8割ほどを占めている。次が社会福祉法人で133、社団法人、財団法人が58、NPOが16、生協、農協が合わせて12、その他で16、合わせて1,400になっている。

併せて、先ほど資料番号2の裏面でご質問いただいた、グループホームの県内の施設の状況について、委員の方からご質問があったのでご報告させていただきます。

この数字については、19年8月1日のもので、資料の日付と少し違うので、そこをご理解いただきたいと思います。19年8月1日現在の県内、金沢市を除く事業者の情報で、グループホームについては108の事業所、1,664名の定員がある。金沢市は28事業所520名の定員で、資料と変わらない。県内総合計でいうと、2,184人の定員である。以上ご報告させていただきます。

(会長)

せっかくの機会である。委員の方々からご意見等があったら、お受けしたい。いかがか。特にならぬようなら、本日お諮りする内容は以上である。

5. 閉会

(会長)

皆様方のご協力により、余裕を持ってご審議いただき、感謝申し上げます。
以上をもって第2回介護保険運営協議会を終了とする。